

第110期 定時株主総会 招集ご通知

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、事前に書面（郵送）またはインターネットにより議決権をご行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目次

第110期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	15
連結計算書類	40
計算書類	43
監査報告	46



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/7460/>



2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



場所

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
 （末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）



書面（郵送）及びインターネット
 による議決権行使期限
 2022年6月28日（火曜日）
 午後5時30分まで

株主各位

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号

株式会社 **ヤギ**
代表取締役社長 執行役員 八木隆夫

第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3 目的事項 報告事項

- 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第110期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

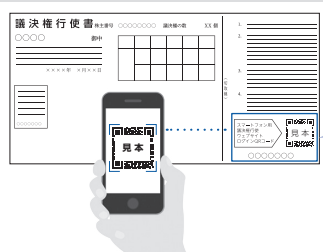
以 上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表なお、監査等委員会及び会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
(当社ウェブサイトアドレス <https://www.yaginet.co.jp>)

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

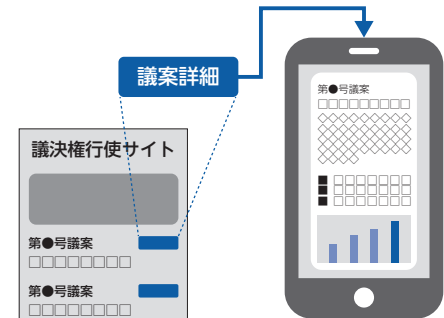
「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

スマート行使の画面上で
株主総会議案が参照可能になりました



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

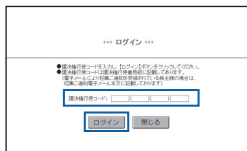
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



・「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



・「議決権行使コード」を入力
・「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



・「パスワード」を入力
・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、安定した配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保をバランスよく実施していくことを基本的な考えとしております。

第110期の期末配当につきましては、基本方針と当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は333,045,400円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第16条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則2を設けるものであります。なお、本附則2は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章～第2章（条文省略） 第3章 株主総会 第11条～第15条（条文省略） <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	第1章～第2章（現行どおり） 第3章 株主総会 第11条～第15条（現行どおり） （削除）
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および <u>連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第4章～第7章 【附則】</p> <p>(条文省略) (条文省略) (新設)</p> <p>以上</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付を請求した株主に対して交付する書面に、記載することを要しないものとする。</p> <p>第4章～第7章 (現行どおり) 【附則】 (現行どおり) 【附則2】</p> <p>1. <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則2は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> <p>以上</p> <p>2022年6月29日一部改定</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）八木隆夫、山岡一郎、杉岡弘康、濱田哲也及び八木靖之の5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、意思決定の迅速化を図るため1名減員し取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、異論はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	八木 隆夫 やぎ たかお	代表取締役 社長執行役員	再任
2	山岡 一郎 やまおか いちろう	取締役 常務執行役員 営業本部統括	再任
3	濱田 哲也 はまだ てつや	取締役 上席執行役員 営業第一本部長	再任
4	八木 靖之 やぎ やすゆき	取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 人事部長	再任

再任 再任取締役候補者



候補者番号

1

やぎ たかお
八木 隆夫

(1973年4月9日生)

再任

[略歴、地位及び担当]

1999年4月	インドネシア石油株式会社 (現株式会社 I N P E X) 入社
2011年11月	株式会社ヤギ入社 当社経営企画室長代理
2012年7月	当社経営企画部長代理
2013年4月	当社管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部担当)
2013年6月	当社取締役管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部担当)
2014年4月	当社取締役管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・法務管理部・ グループ会社統括室・物流部担当)
2014年6月	当社取締役管理部門長
2014年10月	当社取締役管理部門長兼海外事業部管掌
2015年6月	当社常務取締役管理部門長兼海外事業部管掌
2016年4月	当社常務取締役管理部門長
2016年6月	当社代表取締役社長
2021年4月	当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

190,000株

在任年数 (本総会最終時)

9年

取締役会出席状況

16/16回

取締役候補者とした理由

八木隆夫氏は、2016年6月より代表取締役社長に就任した後は、常に強力なリーダーシップで当社グループの経営全般を牽引しており、現在進行中の中期経営計画『MAKE A DREAM, 1+∞』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

2

やまおか いちろう
山岡 一郎

(1966年11月10日生)

再任

[略歴、地位及び担当]

1991年 4月	株式会社ヤギ入社
2012年 4月	当社営業第二本部第三事業部長代理兼営業五課長
2013年 6月	当社営業第二本部第三事業部長兼営業五課長
2013年10月	当社営業第二本部第三事業部長兼営業四課長
2014年 4月	当社営業第二本部第一部門第一事業部長兼営業二課長
2014年 6月	当社営業第二本部第一部門第一事業部長
2014年 6月	当社取締役営業第三部門長兼第二事業部長
2015年 4月	当社取締役営業第三部門長兼第三事業部長
2015年 6月	当社取締役営業第二部門長
2017年 4月	当社取締役営業第二副本部長兼第三部門長
2018年 4月	当社取締役営業第二副本部長兼第二部門長
2018年 6月	当社取締役営業第三副本部長兼第一部門長
2019年 4月	当社取締役営業第二副本部長兼第二部門長
2019年 6月	当社常務取締役営業第二副本部長兼第二部門長
2020年 4月	当社常務取締役営業第二副本部長
2021年 4月	当社取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括
2021年10月	当社取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括兼 マテリアル事業本部長
2022年 4月	当社取締役 常務執行役員 営業本部統括 (現任)

所有する当社株式の数

17,000株

在任年数 (本総会終結時)

8年

取締役会出席状況

16/16回

取締役候補者とした理由

山岡一郎氏は、当社において通信販売や量販店向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しており、現在進行中の中期経営計画『MAKE A DREAM, 1+∞』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

3

はま だ てつ や
濱田 哲也

(1960年4月22日生)

再任

[略歴、地位及び担当]

- 1983年 4月 株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社
- 2007年 4月 当社海外統括室付副参事青島駐在員事務所長
- 2010年10月 当社海外統括室付副参事(出向 PROGRESS SHANGHAI CO.,LTD.総経理)
- 2011年 4月 当社海外統括室付副参事
(出向 PROGRESS SHANGHAI CO.,LTD. 董事長 総経理)
- 2013年 4月 当社法務管理部長代理
- 2014年 5月 当社管理本部経営企画部付副参事
(出向 株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長)
- 2017年 4月 当社執行役員管理本部統括部門人事総務部総務グループ付参事
(出向 株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長)
- 2019年 3月 当社執行役員管理本部総務部門総務部総務グループ付参事
(出向 株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長兼日本パフ株式会社代表取締役社長)
- 2019年 5月 当社執行役員管理本部総務部門総務部総務グループ付参事
(出向 日本パフ株式会社代表取締役社長兼株式会社ヴィオレッタ取締役)
- 2019年 6月 当社取締役(出向 日本パフ株式会社代表取締役社長)
- 2020年 5月 当社取締役(出向 日本パフ株式会社代表取締役社長
兼株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長)
- 2021年 4月 当社取締役 上席執行役員(出向 日本パフ株式会社代表取締役社長
兼株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長)
- 2022年 4月 当社取締役 上席執行役員 営業第一本部長 兼 日本パフ株式会社代表取締役
社長 兼 株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長
- 2022年 5月 当社取締役 上席執行役員 営業第一本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社ヴィオレッタ 取締役
YAGI & CO., (H.K.) LTD. 取締役

取締役候補者とした理由

濱田哲也氏は、当社においてアパレル事業のほか、海外を含むグループ子会社経営に関する豊富な経験と実績を有しており、現在進行中の中期経営計画『MAKE A DREAM, 1 + ∞』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

所有する当社株式の数

9,300株

在任年数（本総会終結時）

3年

取締役会出席状況

16/16回



候補者番号

4

 やぎ やすゆき
 八木 靖之

(1975年12月10日生)

再任

[略歴、地位及び担当]

1998年 4月	キャノン株式会社入社
2018年 4月	株式会社ヤギ入社 当社経営企画本部経営企画部門長付参事
2019年 4月	当社経営企画本部経営企画部門長
2020年 4月	当社執行役員経営企画本部長代理
2020年11月	当社執行役員経営企画本部長代理兼グループ事業統括部長
2021年 4月	当社執行役員 管理本部長
2021年 6月	当社取締役 上席執行役員 管理本部長
2021年 8月	当社取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 人事部長 (現任)

所有する当社株式の数

85,900株

在任年数 (本総会最終時)

1年

取締役会出席状況

11/11回

取締役候補者とした理由

八木靖之氏は、当社における中枢部門を担当し業務経験を積んでまいりました。2020年からは執行役員としての立場から経営企画本部全般を牽引し、2021年からは管理本部全般の指揮を執っており、現在進行中の中期経営計画『MAKE A DREAM, 1 + ∞』の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の締結について

当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員です。本議案でお諮りする取締役候補者の各氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。

【保険契約の内容の概要】

①被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

(ご参考) 当社の取締役 に期待する分野・専門性

監査等委員である取締役を除く取締役は第3号議案が原案どおり可決された場合について記載しております。

氏 名	会社経営 企業戦略	事業・ マーケティング	国際性・ 海外ビジネス	ガバナンス・ リスクマネジメント	財務・会計	サステナビリティ・ ダイバーシティ
八木 隆夫	○		○	○		○
山岡 一朗	○	○	○			○
濱田 哲也	○	○	○			○
八木 靖之			○	○	○	○
三浦 明石		○		○		○
池田 佳史 【社外・独立】			○	○		
塩田 修 【社外・独立】	○	○			○	
熊谷 弘 【社外・独立】		○	○			

※各取締役の有するスキルは、すべてのスキルを表すものではありません。また、社外取締役の事業の知見は各氏が経験した異業種を指しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役の三浦明石氏の補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



所有する当社株式の数

9,300株

やまもと ひろし
山本 浩志 (1961年5月7日生)

【略歴、地位及び担当】

1985年4月	株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社
2009年10月	当社営業第二本部第一事業部長代理
2010年4月	当社営業第二本部第一事業部長
2012年5月	当社営業第二本部第一事業部長兼営業六課長
2013年4月	当社営業第二本部第一事業部長
2014年4月	当社営業第二本部第一部門第三事業部長
2014年8月	当社営業第四部門第二事業部長兼営業三課長
2015年10月	当社物流部長
2016年4月	当社営業推進部長
2017年4月	当社管理本部統括部門物流部長兼品質管理室長
2018年4月	当社総務部門長代理兼総務部長兼品質管理室長
2019年4月	当社総務部門長兼総務部長兼品質管理室長
2019年10月	当社総務部門長兼総務部長兼管理部門法務審査部品質管理室（管掌）
2020年4月	当社執行役員 管理本部総務部長兼人事部（管掌）兼物流部（管掌）
2021年4月	当社執行役員 管理本部総務部長兼物流部（管掌）
2022年4月	当社管理本部総務部長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社マルス 取締役

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

山本浩志氏は、当社において、長年にわたる営業経験のほか管理本部全般の幅広い見識を有しており、当社の監査・監督機能の強化に寄与できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補することとしております(但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は除く)。山本浩志氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して減少しております。そのため、以下の経営成績に関する説明は前期比(%)を記載せずに、()内は適用前の前期の数値を記載しております。

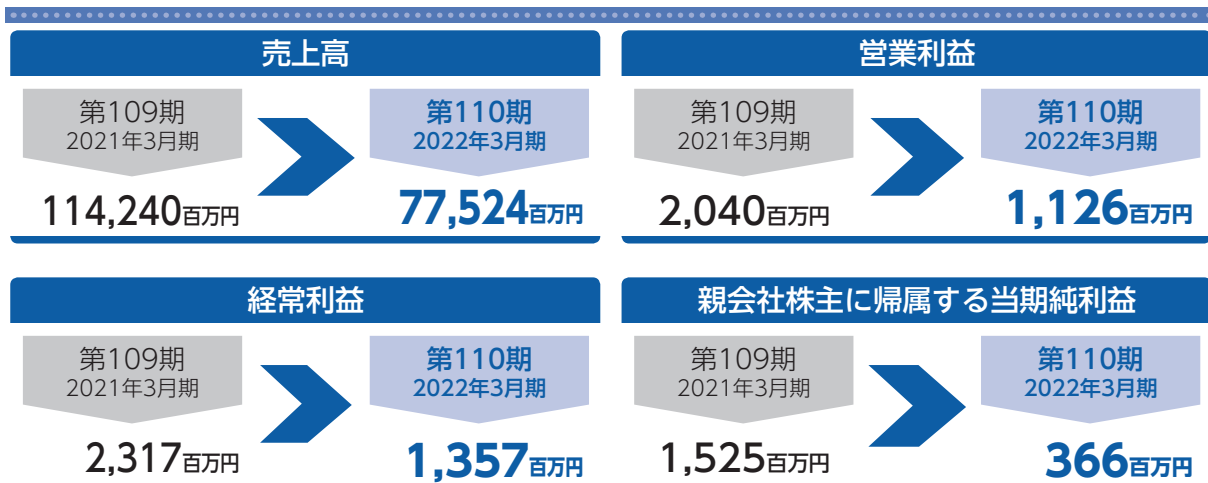
なお、本会計基準等の適用にあたっては、本会計基準等の経過的な取り扱いに従い、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

当連結会計年度における我が国経済は、収束の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、企業活動や個人消費が左右され、依然として厳しい状況が続きました。全国的なワクチン接種の進展に伴い個人消費の持ち直しが期待されましたが、年明けからの新種株流行に加え、世界的な資源や資材の価格高騰、供給不足が常態化しており、今後の経済の見通しは極めて不透明なものとなっております。

このような状況の下、当社グループは3ヵ年の中期経営計画「MAKE A DREAM,1+∞」の2年目にあたり、「経営体制の高度化」、「事業ポートフォリオの最適化」、「次世代事業の創出」、「サステナビリティの着実な実行」の4つの重点方針を掲げ、経営組織体制の強化、優良取引先との取り組み強化、ブランドビジネスの強化、当社グループとしてのエシカル活動であるYAGIthical(ヤギシカル)の推進といった様々な施策を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は77,524百万円(前期は114,240百万円)となりましたが、アセアンにおけるロックダウン措置等に伴う生産工場の大幅な稼働率低下や、他地域への短納期での振替生産によるコストアップ、加えて原材料価格や物流経費の高騰、円安基調による原価の上昇など、これらの原価上昇要因を販売価格へ転嫁することが困難であり収益の悪化を招きました。また、コロナ関連商材の需要が大きく低下し、一部商材での利益確保も難しくなったことから、営業利益は1,126百万円(前期は2,040百万円)、経常利益は1,357百万円(前期は2,317百万円)となりました。

また、厳しい経営環境の中、一部の出資先において事業計画の進捗が見られず早期回復の見込みが立たずと判断し、投資有価証券評価損、減損損失、関係会社株式評価損及び貸倒引当金繰入額を特別損失として計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は366百万円(前期は1,525百万円)となりました。



※当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」等を適用したことに伴い、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して減少しております。

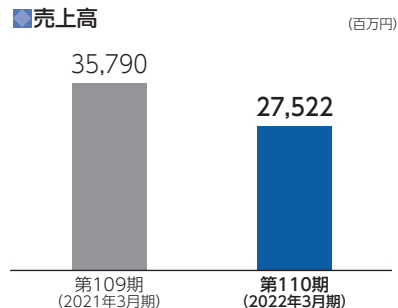
セグメント別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

【マテリアル事業】

合成繊維販売は、他社との差別化を図った自社加工糸を中心に、ユーザーとの取り組みが深耕し堅調に推移しました。またインテリア原料、高付加価値原料販売も比較的安定した動きとなりました。一方で、天然繊維販売については、綿糸価格の高騰が継続し、各産地で商況が鈍化傾向になりましたが、オーガニック糸の取り扱い量が増加し安定した動きを見せました。

テキスタイル販売につきましては、年度後半以降は、原料高に加え原油高により輸送経費が上昇するだけでなく委託加工先からの値上げ圧力も加わり苦戦を強いられました。繁忙期には着心地重視のカットソー素材等が復調傾向となりました。

この結果、売上高は27,522百万円（前期は35,790百万円）、セグメント利益は500百万円（前期は273百万円）となりました。

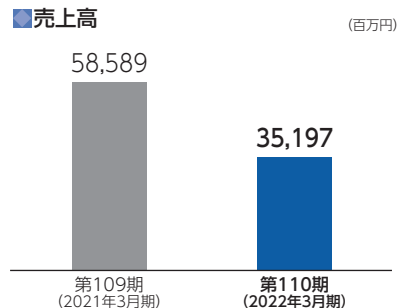


【アパレル事業】

度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出により、消費者の動向は左右され全体としては店頭での売れ行きは低調となり苦戦を強いられました。そのような中でも巣ごもり需要を取り込んだ通販向け商材、量販向け商材では主要販売先との取り組み深耕もあり健闘しました。

しかしながら、特に原料価格の上昇、燃料費の高騰と世界的なコンテナ不足に伴う物流経費の上昇、円安基調といった生産面における”三重苦”のコスト高に対し、販売価格への転嫁が難しい状況下で、著しく利益が圧迫され苦戦を強いられました。

この結果、売上高は35,197百万円（前期は58,589百万円）、セグメント利益は948百万円（前期は1,783百万円）となりました。

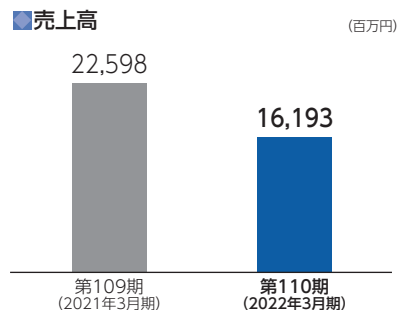


【ブランド・ライフスタイル事業】

百貨店やセレクトショップを中心にブランド品を扱う事業では、一部冬物重衣料で年度終盤の急激な冷え込みもあり好調な動きとなりましたが、年度を通し長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、苦戦を強いられました。

また、生活資材や家庭用抗菌抗ウイルス商材を扱うライフスタイル事業ではコロナ関連商材において、ナノファイバーを使用した不織布の高性能マスクが市場で一定の評価を受け、比較的堅調に推移しましたが、一部の商材に関しては需要が大きく低下し苦戦を強いられました。

この結果、売上高は16,193百万円（前期は22,598百万円）、セグメント利益は792百万円（前期は1,253百万円）となりました。



【不動産事業】

賃貸事業が新型コロナウイルス感染症による影響を受け、売上高は689百万円（前期は691百万円）、セグメント利益は381百万円（前期は403百万円）となりました。

セグメント別売上高

区 分	金額 (百万円)	構成比 (%)
マ テ リ ア ル 事 業	27,522	34.6
ア パ レ ル 事 業	35,197	44.2
ブ ラ ン ド ・ ラ イ フ ス タ イ ル 事 業	16,193	20.3
不 動 産 事 業	689	0.9
合 計	79,603	100.0
調 整	△2,078	—
連 結	77,524	—

2. 設備投資の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

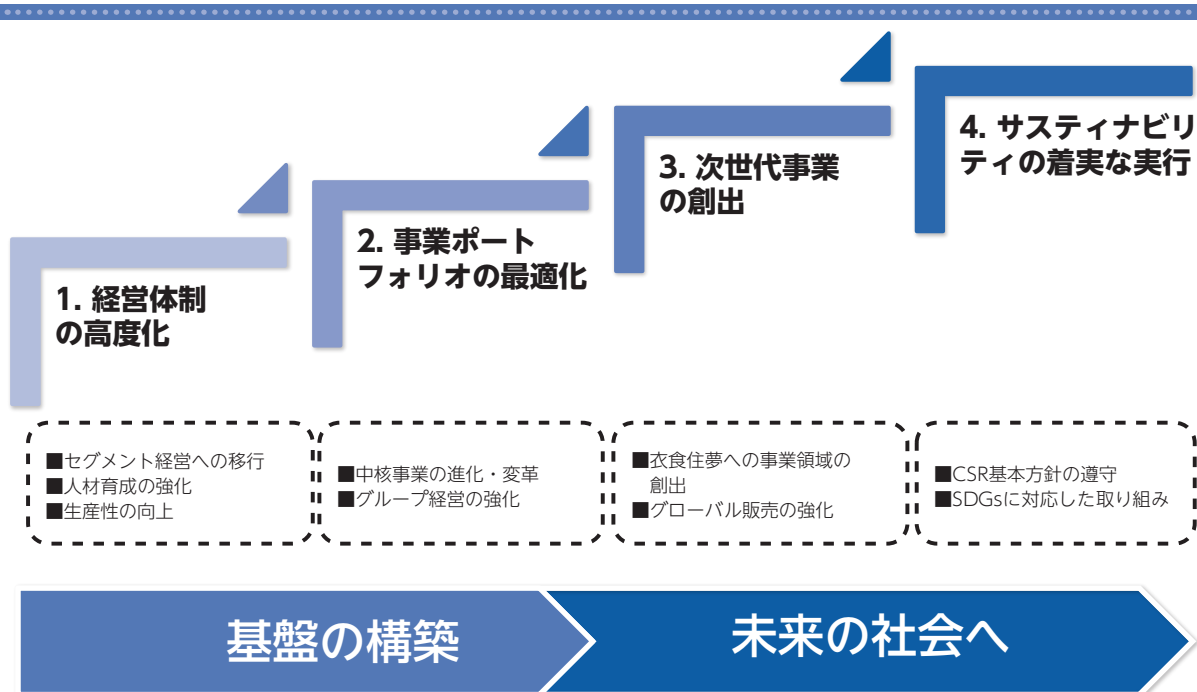
当社グループの属する繊維・ファッション業界は、急激な少子高齢化、店舗からウェブへの購買行動の変化、モノからコトへの消費マインドの変化や、大量生産・消費・廃棄に対する社会的要請の高まりといった様々な環境変化に直面しております。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響に対する収束の先行きが不透明な中、従来の価値観が覆されるような状況に、これまで以上にスピード感を伴った経営が重要であると考えております。

このような状況の下、当社グループは、2023年3月期を最終年度とする3カ年の中期経営計画「MAKE A DREAM, 1 + ∞」に基づき、「経営体制の高度化」「事業ポートフォリオの最適化」「次世代事業の創出」に、持続可能な社会の実現を追求する「サステナビリティの着実な実行」を加えた4つの重点方針を引き続き積極的に展開してまいります。



MAKE A DREAM, 1 + ∞

なお、新計画のコンセプトである「MAKE A DREAM, 1 + ∞」には、個々の力では限界のある時代の環境変化にも、チーム一丸で新たな価値の創造にチャレンジし、可能性を無限大に拡げ、夢を追い求める当社グループの決意が込められております。



重点施策の概要は上図のとおりです。中期経営計画の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yaginet.co.jp>) の「投資家情報」をご覧ください。

今後におきましても、1893年の創業以来、固く守り抜いてきた社は「終始一誠意」を規範とし、当社グループ一丸となって経営の効率性向上を進め、新しい価値を創造できるリーディングカンパニーを目指し努力を重ねてまいり所存であります。

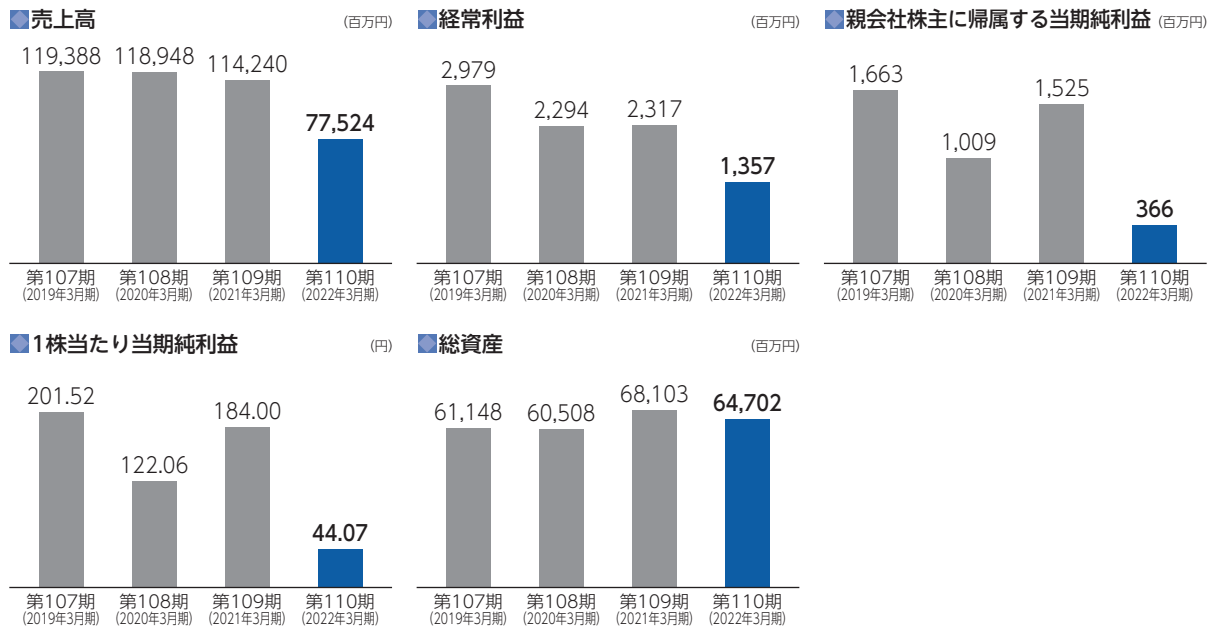
株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第107期 (2019年3月期)	第108期 (2020年3月期)	第109期 (2021年3月期)	第110期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	119,388	118,948	114,240	77,524
経常利益 (百万円)	2,979	2,294	2,317	1,357
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,663	1,009	1,525	366
1株当たり当期純利益	201円52銭	122円06銭	184円00銭	44円07銭
総資産 (百万円)	61,148	60,508	68,103	64,702

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第110期連結会計年度より適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って適用しております。

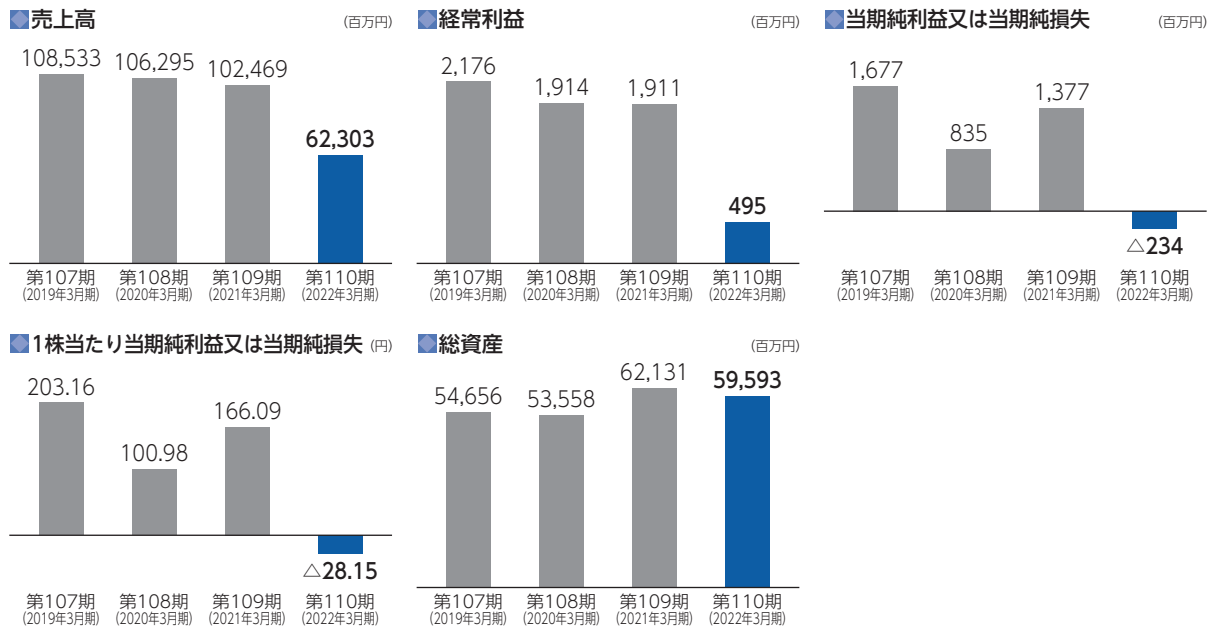


(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第107期 (2019年3月期)	第108期 (2020年3月期)	第109期 (2021年3月期)	第110期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	108,533	106,295	102,469	62,303
経 常 利 益 (百万円)	2,176	1,914	1,911	495
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (百万円)	1,677	835	1,377	△234
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失	203円16銭	100円98銭	166円09銭	△28円15銭
総 資 産 (百万円)	54,656	53,558	62,131	59,593

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第110期事業年度より適用しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従って適用しております。



6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本パフ株式会社	50百万円	100.00%	化粧用パフ及び外衣製造
株式会社ヴィオレッタ	95百万円	100.00%	ラッセル編物の製造・販売
YAGI & CO., (H.K.) LTD.	32百万 香港ドル	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
株式会社マルス	60百万円	100.00%	不動産賃貸業
TATRAS INTERNATIONAL 株式会社	100百万円	84.81%	衣料品の製造・販売
イチメン株式会社	50百万円	100.00%	アパレル向け生地・製品の企画販売
山弥織物株式会社	10百万円	100.00%	撚糸・織物の製造・販売
株式会社アタッチメント	3百万円	100.00%	紳士服・婦人服及び服飾雑貨のデザイン、製造及び販売
ツバメタオル株式会社	20百万円	100.00%	タオルの製造・販売
TATRAS S.R.L.	157.5万 ユーロ	84.81%	衣料品の製造・販売
TATRAS USA LLC	30万 ドル	84.81%	衣料品の製造・販売
株式会社SOMIC	5百万円	100.00%	衣料品等繊維製品の販売
株式会社ソレイユ	20百万円	100.00%	ラッセル編物の製造
株式会社REPRO-PARK	5百万円	84.81%	ダウン・レザー商品等のリペア事業
TERMINAL 27 INC.	30万 ドル	84.81%	衣料品の製造・販売

(注) 株式会社SOMIC、株式会社ソレイユ、株式会社REPRO-PARK、TERMINAL 27 INC.は重要性が高まったことにより、当連結会計年度より連結範囲に含めております。また、株式会社ソレイユは株式を売却したため連結の範囲から除外しております。

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は以下のとおりであります。

事業	主要な内容
マテリアル事業	原料（糸）及びテキスタイルの製造販売
アパレル事業	繊維二次製品のOEM/ODM事業
ブランド・ライフスタイル事業	自社ブランドの卸・小売、生活資材・寝装品・生活雑貨の製造販売
不動産事業	不動産賃貸事業

8. 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

(1) 当社

国内	大阪本社	大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号 (本店所在地)
	東京本社	東京都中央区日本橋小網町18番15号
	支店	福井 (福井市)
	出張所	名古屋 (名古屋市)
	営業所	和歌山 (和歌山市)
海外	駐在員事務所	上海 (中国)、ホーチミン・ハノイ (ベトナム)、 ダッカ (バングラデシュ)

(2) 子会社

国内	日本パフ株式会社	(大阪府寝屋川市)
	株式会社ヴィオレッタ	(大阪市城東区)
	株式会社マルス	(大阪市中央区)
	TATRAS INTERNATIONAL株式会社	(東京都渋谷区)
	イチメン株式会社	(東京都渋谷区)
	山弥織物株式会社	(静岡県浜松市)
	株式会社アタッチメント	(東京都渋谷区)
	ツバメタオル株式会社	(大阪府泉佐野市)
	株式会社SOMIC	(大阪市中央区)
	株式会社ソレイユ	(石川県加賀市)
株式会社REPRO-PARK	(東京都渋谷区)	
海外	YAGI & CO., (H.K.) LTD.	(中国 香港)
	TATRAS S.R.L.	(イタリア ミラノ)
	TATRAS USA LLC	(アメリカ ロサンゼルス)
	TERMINAL 27 INC.	(アメリカ ロサンゼルス)

(注) 株式会社SOMIC、株式会社ソレイユ、株式会社REPRO-PARK、TERMINAL 27 INC.は重要性が高まったことにより、当連結会計年度より連結範囲に含めております。また、株式会社ソレイユは株式を売却したため連結の範囲から除外しております。

9. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
666名 (250名)	33名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
301名 (129名)	10名減	38.2歳	13.8年

(注) 従業員数は就業人員であり、パート及び嘱託は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	4,200百万円
株式会社三井住友銀行	1,800百万円

II. 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 45,568,000株
(2) 発行済株式の総数 8,326,135株 (自己株式 873,865株を除く)
(注) 自己株式の消却により発行済株式の総数は、前事業年度末に比べ1,368,000株減少しております。
(3) 株主数 1,432名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ヤギ共栄会	906千株	10.88%
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデリティ シリーズ インタリニシク オポチュニティズ ファンド	450	5.40
株式会社 みずほ 銀行	410	4.93
株式会社 三井住友 銀行	380	4.56
立花証券株式会社	348	4.18
株式会社 三菱 UFJ 銀行	305	3.66
ヤギ従業員持株会	267	3.22
第一生命保険株式会社	250	3.00
NOMURA CUSTODY NOMINEES LTD - TK1 LIMITED	249	3.00
クロスプラス株式会社	229	2.75

(注) 持株比率は自己株式 (873,865株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員を除く)	17,500株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告30~31ページ「(2) 取締役の報酬等のa.(e)」に記載しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	八木隆夫	
常務取締役	山岡一郎	マテリアル・アパレルセグメント統括 兼 マテリアル事業本部長 YAGI&CO.,(H.K.)LTD. 取締役
取上席取締役	杉岡弘康	ブランド・リテール事業本部長 TATRAS INTERNATIONAL株式会社 取締役 株式会社アタッチメント 取締役
取上席取締役	濱田哲也	日本パフ株式会社 代表取締役社長 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
取上席取締役	八木靖之	管理本部長 兼 人事部長
取締役（常勤監査等委員）	三浦明石	
取締役（監査等委員）	池田佳史	弁護士法人栄光 代表社員 株式会社イトアンドホールディングス 取締役監査等 委員（社外）
取締役（監査等委員）	塩田修	
取締役（監査等委員）	熊谷弘	

(注) 1. 当事業年度中の取締役、取締役（監査等委員）の異動

- (1) 就任
 - 2021年6月25日開催の第109期定時株主総会において、八木靖之氏は取締役に新たに選任され就任しました。
- (2) 退任
 - 2021年6月25日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって、長戸隆之、馬渡武継、及び岡本富雄の各氏は取締役を退任しました。
2. 取締役（監査等委員）池田佳史、塩田修、及び熊谷弘の各氏は社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）池田佳史、塩田修、及び熊谷弘の各氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者の監査が必要と判断し、三浦明石氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 取締役（常勤監査等委員）三浦明石氏は、長年にわたり人事・総務など管理本部全般の幅広い業務に従事し、当社の事業活動における慣行・仕組みについて相当の知見を有するものであります。
6. 社外取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
7. 社外取締役（監査等委員）塩田修氏は、金融機関における長年の経験と、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
8. 社外取締役（監査等委員）熊谷弘氏は、総合商社をはじめ長年にわたりグローバルな活動をされ、大学教授や弁理士としての知見を有するものであります。
9. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
八木 隆夫	代表取締役 社長執行役員	代表取締役社長	2021年4月1日
山岡 一朗	取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括	常務取締役 営業第二本部長	2021年4月1日
	取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括 兼 マテリアル事業本部長	取締役 常務執行役員 マテリアル・アパレルセグメント統括	2021年10月1日
杉岡 弘康	取締役 上席執行役員 ブランド・リテール事業本部長 兼 アパレル第二事業本部管掌 (第三事業部担当)	取締役 営業第二本部 新規事業開発部長	2021年4月1日
	取締役 上席執行役員 ブランド・リテール事業本部長	取締役 上席執行役員 ブランド・リテール事業本部長 兼 アパレル第二事業本部管掌 (第三事業部担当)	2021年10月1日
濱田 哲也	取締役 上席執行役員 日本パフ株式会社代表取締役社長 株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長	取締役 日本パフ株式会社代表取締役社長 株式会社ヴィオレッタ代表取締役社長	2021年4月1日
八木 靖之	取締役 上席執行役員 管理本部長	執行役員 管理本部長	2021年6月25日
	取締役 上席執行役員 管理本部長 兼 人事部長	取締役 上席執行役員 管理本部長	2021年8月1日

(2) 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

(a) 決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関し、顧問弁護士を含め複数の専門家より諮問を受け、また、担当取締役をメンバーに含めた社内チームにより検討を重ねたうえで2021年2月26日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する決議内容は次のとおりです。

(b) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬の内訳としては固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等にて構成され、監査監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み固定報酬のみを支払うこととする。

(c) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、代表取締役、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも、会社の業績、その貢献具合等を勘案し、代表取締役が原案を決め、取締役会において決定することとする。

(d) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

企業の収益力や企業価値を評価する基準である個別・連結での当期純利益を適切な指標とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当範囲も考慮したうえで、取締役会において決定することとする。

(e) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬制度を設けることとする。なお、譲渡制限付株式報酬の額及び数は第105

期定時株主総会で決議されたとおり、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として、総額は年額7千万円以内、総数は年4万4千株（普通株式）以内とする。

- (f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する方針
固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、過去の慣例・慣習を元に決定する。

なお、固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は概ね80%対20%とし、業績連動報酬等に関しては個別・連結での当期純利益を適切な指標とし、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の担当範囲も考慮したうえで、0～200%の振り幅を設けることとする。固定報酬及び業績連動報酬等を合わせた報酬枠は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする。

また、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与数は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて取締役会において決定することとし、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として上記（e）に記載のとおり、総額は年額7千万円以内、総数は年4万4千株（普通株式）以内とする。

- (g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬等を与える時期に関する方針

・固定報酬

6月の定時株主総会后に開催される取締役会にて決議する。内容としては月払いする部分及び12月に支払う賞与部分とする。

・業績連動報酬等

6月の定時株主総会后に開催される取締役会にて決議し、翌日支払うこととする。

・非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬

6月の定時株主総会后、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	190,555 (-)	148,497 (-)	14,081 (-)	27,977 (-)	8 (-)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	20,880 (10,800)	20,880 (10,800)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	211,435 (10,800)	169,377 (10,800)	14,081 (-)	27,977 (-)	12 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は個別・連結での当期純利益であり、その実績は△234,169千円(個別)、366,568千円(連結)であります。当該指標を選択した理由は企業の収益や企業価値を評価するのに適しており、報酬に連動させることが適切であると判断したためであります。また当社の業績連動報酬は各取締役(監査等委員を除く。)の担当範囲を考慮して算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「Ⅱ.3.(2) a. (e) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ.1.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬の限度額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額6億円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は6名です。また金銭報酬とは別枠で2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において議決制限付株式の付与のための報酬額として年額7,000万円以内、株式数の上限を年44,000株以内(監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の員数は6名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額8,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名(うち社外取締役3名)です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとされております。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士法人栄光の代表社員であります。当社は同法人との間で法律顧問契約を締結しております。また同氏は、株式会社イトアンドホールディングスの取締役監査等委員（社外）であります。なお、当社との間に重要な取引関係等はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査等委員会（16回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役（監査等委員） 池田佳史	16回	100%	16回	100%
取締役（監査等委員） 塩田修	16回	100%	16回	100%
取締役（監査等委員） 熊谷弘	16回	100%	16回	100%

(b) 取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ① 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて法的知識をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて法的見地と社外の立場から意見を述べております。
- ② 取締役（監査等委員）塩田修氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて財務的見地で意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて財務的見地と社外の立場から意見を述べております。

③ 取締役（監査等委員）熊谷弘氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて商社での豊富な海外経験をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて商社での豊富な海外経験と社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	62,916千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74,916千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査及び四半期レビュー契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、当期においてコンプライアンスマニュアルを刷新し、従来の「ヘルプライン」（社内報告・相談制度）を見直し、「内部通報制度規程」を制定しました。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 取締役、従業員を含めた行動指針としてコンプライアンスマニュアルを定め、企業倫理、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図る。
 - b. コンプライアンスの実効性を高めていくことを目的として代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置する。同時にコンプライアンスに反する社内不正行為の未然防止や早期発見を的確に行うために内部通報制度規程（通報・相談制度）を制定することとする。
 - c. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方として、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係をもってはならない。」旨をコンプライアンスの行動指針に規定している。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引基本契約への「暴力団排除条項」の導入を進め、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに関係を解消する取り組みを行っている。
 - d. 取締役会については、取締役会規程が定められており、毎月1回これを開催することを原則とし、必要に応じて適時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務執行を監督する。
 - e. 取締役の職務執行については監査等委員会の定める監査の方針等に従い、各監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という）の監査対象となっている。取締役（監査等委員である取締役を除く。）が他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の法定定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員及び取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - f. 財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

議事録、稟議書、各種契約書、その他業務の執行状況を示す主要な文書の取り扱いに関しては、文書取扱規程に従い保存しかつ管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、個々のリスクについては、それぞれに対応する組織にて各取締役が責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定を行うこととする。
- b. 不測の事態の発生に備え、リスク管理規程に基づき緊急事態対策規程を策定し、有事の際に適切な情報伝達と対応行動ができるように体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定例で毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、当社の経営方針等の重要事項に関する意思決定を行うものとする。取締役会の決定に基づく業務執行については、社内規程において、執行手続の詳細について定めることとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a. グループ会社における業務の適正を確保するため、ヤギグループ運営方針を定めており、その指針に沿って運営を行うものとする。
- b. グループ会社における財務報告の信頼性を確保するため、ヤギグループ連結会計方針を定めており、適正な会計処理を行うとともに、内部統制を整備・運用する。
- c. グループ会社に影響を及ぼす重要な事項については、関係会社管理規程に従い、グループ会社役員説明会等を開催し、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うものとする。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項と当該使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用者として、当社の使用者から1名配置する。この監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するため、同スタッフの考課は監査等委員が行い、また任命や異動については事前に監査等委員会の同意を得ることとする。なお、同スタッフは監査等委員の指示により、内部統制グループが行う監査業務を補助することができるものとする。

- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者が監査等委員会に報告すべき事項については社内規程等に基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。監査等委員は、経営会議その他重要な会議に出席し取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者に対して報告を求めることができることとする。
 - b. 内部通報制度規程（通報・相談制度）を適切に運用することによりコンプライアンス上の問題について監査等委員への報告体制を確保するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンス委員会は、企業集団としてのコンプライアンス及び内部通報制度規程（通報・相談制度）の周知を図るとともに、相談・通報の窓口として担当部署、監査等委員及び子会社監査役に加え、外部窓口（弁護士）を設置して運用しております。

なお、当期においてコンプライアンスマニュアルを刷新し、内部通報制度規程（通報・相談制度）に関する研修と各部署にてコンプライアンスミーティングを実施しました。

(2) 監査等委員会の監査について

監査等委員は監査等委員会監査計画書に基づいて、取締役会等重要会議への出席、業務執行に関する重要書類の閲覧、代表取締役と意見交換、各取締役と面談、会計監査人及び内部統制グループとの定期的な意見交換を実施しました。

(3) 内部監査の実施について

リスクベースによる内部監査実施計画書に基づき、当期は福井支店の業務の改善状況及び営業部門の在庫状況について業務監査を実施するとともに、当社の管理部門及び子会社の一部について内部監査を実施しました。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当事業年度における主な取り組みとしては、内部統制評価計画書に基づき、内部統制委員会を3回開催するとともに、内部統制評価部会を8回開催し、当社及び連結子会社の内部統制評価を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
(資産の部)	64,702,146	(負債の部)	29,552,685
流動資産	49,210,571	流動負債	22,516,501
現金及び預金	6,809,611	支払手形及び買掛金	10,136,911
受取手形及び売掛金	22,129,551	電子記録債務	1,939,881
電子記録債権	7,705,621	短期借入金	4,490,000
棚卸資産	9,029,701	1年内返済予定の長期借入金	300,000
その他	3,582,193	未払金	4,086,603
貸倒引当金	△46,108	未払法人税等	109,812
固定資産	15,491,574	賞与引当金	526,316
有形固定資産	4,513,901	役員賞与引当金	48,300
建物及び構築物	2,840,204	返金負債	35,062
土地	1,397,215	その他	843,614
その他	276,481	固定負債	7,036,183
無形固定資産	1,154,647	長期借入金	4,613,469
のれん	301,326	繰延税金負債	134,680
電話加入権	5,965	退職給付に係る負債	1,109,745
ソフトウェア	836,560	役員退職慰労引当金	56,635
その他	10,794	資産除去債務	112,160
投資その他の資産	9,823,025	その他	1,009,491
投資有価証券	6,058,801	(純資産の部)	35,149,460
繰延税金資産	368,645	株主資本	33,680,107
退職給付に係る資産	1,164,082	資本金	1,088,000
その他	3,236,713	資本剰余金	71,113
貸倒引当金	△1,005,215	利益剰余金	33,248,987
資産合計	64,702,146	自己株式	△727,993
		その他の包括利益累計額	1,044,883
		その他有価証券評価差額金	1,472,228
		繰延ヘッジ損益	214,351
		為替換算調整勘定	2,038
		退職給付に係る調整累計額	△643,735
		非支配株主持分	424,470
		負債純資産合計	64,702,146

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売上高	77,524,179
売上原価	60,498,071
売上総利益	17,026,107
販売費及び一般管理費	15,900,049
営業利益	1,126,057
営業外収益	675,531
受取利息及び配当金	222,520
受取補償金	215,586
その他の	237,424
営業外費用	444,334
支払利息	48,138
貸倒引当金繰入額	174,260
持分法による投資損失	153,717
その他の	68,216
経常利益	1,357,254
特別利益	673,466
投資有価証券売却益	324,838
関係会社株式売却益	348,627
特別損失	1,018,570
減損損失	201,628
投資有価証券評価損	256,923
関係会社株式評価損	149,949
貸倒引当金繰入額	410,068
税金等調整前当期純利益	1,012,150
法人税、住民税及び事業税	260,481
法人税等調整額	398,031
当期純利益	353,637
非支配株主に帰属する当期純損失	△12,931
親会社株主に帰属する当期純利益	366,568

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	1,088,000	955,809	34,363,934	△1,887,797	34,519,946
会計方針の変更による累積的影響額			△55,915		△55,915
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日 期首残高	1,088,000	955,809	34,308,019	△1,887,797	34,464,031
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△398,492		△398,492
親会社株主に帰属する当期純利益			366,568		366,568
自己株式の処分		16,599		20,160	36,759
自己株式の消却		△892,922	△246,721	1,139,644	-
連結範囲の変動			△525,077		△525,077
持分法適用範囲の変動			△255,308		△255,308
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△8,373			△8,373
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	△884,696	△1,059,032	1,159,804	△783,924
2022年3月31日 期末残高	1,088,000	71,113	33,248,987	△727,993	33,680,107

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2021年4月1日 期首残高	1,930,902	212,218	△27,871	△786,037	1,329,212	399,408	36,248,567
会計方針の変更による累積的影響額							△55,915
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日 期首残高	1,930,902	212,218	△27,871	△786,037	1,329,212	399,408	36,192,651
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当						-	△398,492
親会社株主に帰属する当期純利益						-	366,568
自己株式の処分						-	36,759
自己株式の消却						-	-
連結範囲の変動						-	△525,077
持分法適用範囲の変動						-	△255,308
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						-	△8,373
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△458,673	2,132	29,910	142,301	△284,328	25,062	△259,266
連結会計年度中の変動額合計	△458,673	2,132	29,910	142,301	△284,328	25,062	△1,043,190
2022年3月31日 期末残高	1,472,228	214,351	2,038	△643,735	1,044,883	424,470	35,149,460

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
(資産の部)	59,593,023	(負債の部)	31,832,746
流動資産	41,192,062	流動負債	25,172,184
現金及び預金	3,549,289	支払手形	134,212
受取手形	1,847,391	電子記録債権	1,903,659
電子記録債権	7,171,453	短期借入金	9,311,615
売掛金	18,788,522	1年内返済予定の長期借入金	9,055,394
商前払費用	6,769,318	未払金	300,000
未収入金	52,946	未払費用	3,666,398
未収還付法人税等	1,548,376	未払り金	75,030
その他の貸倒引当金	446,211	賞与引当金	42,093
	1,050,998	役員賞与引当金	332,000
	△32,447	返金の負債	20,000
固定資産	18,400,961	その他の負債	35,062
有形固定資産	2,132,819	固定負債	6,660,562
建物	1,623,741	長期借入金	4,600,000
構築物	3,504	繰延税金負債	271,045
車両運搬具	11,265	退職給付引当金	908,578
器具及び備品	63,588	その他の負債	880,938
土地	430,719	(純資産の部)	27,760,277
無形固定資産	793,772	株主資本	26,261,274
電話加入権	355	資本金	1,088,000
ソフトウェア	793,127	資本剰余金	16,599
商標	289	その他資本剰余金	16,599
投資その他の資産	15,474,369	利益剰余金	25,884,668
投資有価証券	3,995,910	利益準備金	272,000
関係会社株	7,417,925	その他利益剰余金	25,612,668
関係会社出資金	11,420	配当準備積立金	520,000
長期貸付金	2,172,364	建物圧縮積立金	60,925
前払年金費用	2,040,670	土地圧縮積立金	16,063
その他の貸倒引当金	920,675	別途積立金	19,400,000
	△1,084,595	繰越利益剰余金	5,615,679
資産合計	59,593,023	自己株式	△727,993
		評価・換算差額等	1,499,002
		その他有価証券評価差額金	1,284,651
		繰延ヘッジ損益	214,351
		負債純資産合計	59,593,023

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
	千円
売 上 高	62,303,320
売 上 原 価	51,489,523
売 上 総 利 益	10,813,797
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,692,472
営 業 利 益	121,325
営 業 外 収 益	655,328
受 取 利 息 及 び 配 当 金	405,040
受 取 補 償 金	215,586
そ の 他	34,701
営 業 外 費 用	281,436
支 払 利 息	51,035
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	156,153
そ の 他	74,247
経 常 利 益	495,217
特 別 利 益	324,838
投 資 有 価 証 券 売 却 益	324,838
特 別 損 失	830,411
関 係 会 社 株 式 評 価 損	149,949
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	423,537
投 資 有 価 証 券 評 価 損	256,923
税 引 前 当 期 純 損 失	△10,356
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,469
法 人 税 等 調 整 額	217,343
当 期 純 損 失	△234,169

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金					利益合計
		その他剰余金	資本剰余金	資本剰余金		その他利益剰余金					
					配当準備積立金	建物圧縮積立金	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2021年4月1日 期首残高	1,088,000	892,922	892,922	272,000	520,000	63,969	16,063	19,400,000	6,548,316	26,820,349	
会計方針の変更による累積的影響額									△56,296	△56,296	
2021年4月1日 期首残高	1,088,000	892,922	892,922	272,000	520,000	63,969	16,063	19,400,000	6,492,019	26,764,052	
当期の変動額											
剰余金の配当									△398,492	△398,492	
建物圧縮積立金の取崩し						△3,043			3,043	-	
当期純損失									△234,169	△234,169	
自己株式の処分		16,599	16,599							-	
自己株式の消却		△892,922	△892,922						△246,721	△246,721	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)										-	
当期の変動額合計	-	△876,322	△876,322	-	-	△3,043	-	-	△876,339	△879,383	
2022年3月31日 期末残高	1,088,000	16,599	16,599	272,000	520,000	60,925	16,063	19,400,000	5,615,679	25,884,668	

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰上損	延シ利益	
2021年4月1日 期首残高	△1,887,797	26,913,473	1,665,423	212,218	1,877,642	28,791,116
会計方針の変更による累積的影響額		△56,296				△56,296
2021年4月1日 期首残高	△1,887,797	26,857,176	1,665,423	212,218	1,877,642	28,734,819
当期の変動額						
剰余金の配当		△398,492			-	△398,492
建物圧縮積立金の取崩し		-			-	-
当期純損失		△234,169			-	△234,169
自己株式の処分	20,160	36,759			-	36,759
自己株式の消却	1,139,644	-			-	-
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)			△380,772	2,132	△378,639	△378,639
当期の変動額合計	1,159,804	△595,902	△380,772	2,132	△378,639	△974,541
2022年3月31日 期末残高	△727,993	26,261,274	1,284,651	214,351	1,499,002	27,760,277

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社ヤギ
取締役会 御中

2022年5月27日

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 廣 田 壽 俊
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 尚 弥
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤギの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤギ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社ヤギ
取締役会 御中

2022年5月27日

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 尚弥

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤギの2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査等委員会の監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第110期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

1. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制グループと連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
2. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

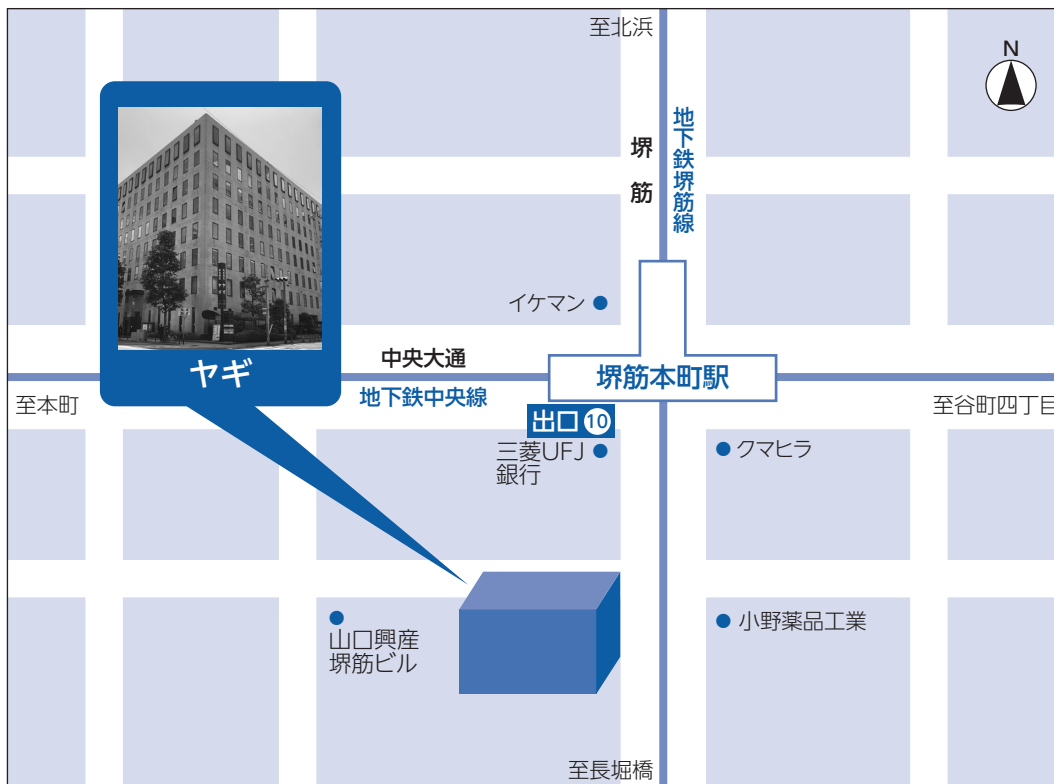
株式会社ヤギ 監査等委員会

常勤 監査等委員	三浦明石	Ⓞ
監査等委員	池田佳史	Ⓞ
監査等委員	塩田修	Ⓞ
監査等委員	熊谷弘	Ⓞ

(注) 監査等委員池田佳史、塩田修及び熊谷弘は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内略図

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
会場 **株式会社ヤギ 本店3階会議室**
電話 (06) 6266-7300 (代)



地下鉄（堺筋線・中央線）堺筋本町駅下車

⑩番出口 南へ徒歩約2分

なお、駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。

株式会社 **ヤギ**

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。